表（二）

発電用施設等の種類	発電電力量
一　一般電気事業者により設置が行われている発電施設	
イ　交付年度の前々会計年度の開始の日において使用されているもの	（交付年度の前々会計年度における発電電力量（発電端におけるものをいう。以下同じ。）×j
ロ　交付年度の前々会計年度において使用が開始されたもの	（次に掲げる電力量の合計電力量）×j (1)　交付年度の前々会計年度における発電電力量 (2)　次の算式により算定して得た数 a×e×c×f
ハ　交付年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度において使用が開始されたものを含む。）	次の算式により算定して得た数 a×b'×c×f×j
二　卸電気事業者、特定規模電気事業者又は卸供給事業者により設置が行われている発電施設	
イ　交付年度の前々会計年度の開始の日において使用されているもの	（交付年度の前々会計年度における当該地域から一般電気事業者が受電した電力量（以下「受電電力量」という。）×j
ロ　交付年度の前々会計年度において使用が開始されたもの	（次に掲げる電力量の合計電力量）×j (1)　交付年度の前々会計年度における受電電力量 (2)　次の算式により算定して得た数 g×e×c×f
ハ　交付年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度において使用が開始されたものを含む。）	次の算式により算定して得た数 g'×b'×c×f×j
三　機構により設置が行われている原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設（実用ウラン濃縮施設、廃棄施設、使用済燃料の再処理施設（機構が設置するものを除く。）、混合酸化物燃料の加工施設、使用済燃料の貯蔵施設を除く。）	
イ　交付年度の前々会計年度の開始の日において使用されているもの	次の算式により算定して得た数 h×b×i×f×j
ロ　交付年度の前々会計年度において使用が開始されたもの	次の算式により算定して得た数 (h×d×i×f＋h'×e×i×f)×j
ハ　交付年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度において使用が開始されたものを含む。）	次の算式により算定して得た数 h'×b'×i×f×j

（備考）

一　aは、当該発電施設の出力をキロワットを単位として表した数

二　bは、交付年度の前々会計年度の期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数

三　b'は、交付年度の前会計年度の期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数

四　cは、当該発電施設が原子力発電施設である場合にあっては〇・八一、火力発電施設であって石炭又は天然ガスを主たる燃料とするものである場合にあっては〇・八五、揚水式水力発電施設である場合にあっては〇・〇八、その他の水力発電施設である場合にあっては〇・五、その他の発電施設である場合にあっては〇・五一

五　dは、当該発電用施設等の使用が開始された日から、交付年度の前々会計年度の末日までの期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数

六　eは、交付年度の前々会計年度の開始の日から当該発電用施設等の使用が開始された日の前日までの期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数

七　fは、表（一）においては、当該発電用施設等が原子力発電施設又は原子力発電密接関連施設である場合にあっては四分の三、その他の発電施設である場合にあっては二分の一、表（二）においては、二分の一

八　gは、当該発電施設から一般電気事業者が受電する電力をキロワットを単位として表した数

九　g'は、当該発電施設から一般電気事業者が受電すると見込まれる電力をキロワットを単位として表した数

十　hは、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数

十一　h'は、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数

十二　iは、〇・八一

十三　jは、表（一）においては当該発電用施設等が原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設である場合にあっては一・六、水力発電施設である場合にあっては一・三、地熱発電施設である場合にあっては一・三、火力発電施設である場合にあっては〇・九、その他の発電施設である場合にあっては一・〇

十四　jは、表（二）においては当該発電施設等が原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設である場合にあっては二・四、水力発電施設である場合にあっては二・〇、地熱発電施設である場合にあっては二・〇、火力発電施設である場合にあっては一・〇、その他の発電施設である場合にあっては一・〇

十五　一の発電用施設等（原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）を除く。）に係る発電電力量（単位はキロワット時）は、表（一）により得られた数の三分の一と表（二）により得られた数の三分の二を加算するものとする。一の原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）に係る発電電力量（単位はキロワット時）は、表（二）により得られた数とする。

十六　表（二）の一の項イ若しくはロ又は二の項のイ若しくはロに掲げる施設のうち原子力発電施設が前々会計年度において施設の安全性を確保するために運転を停止し、又は出力を低下させて運転した場合（当該年度においてあらかじめ計画されていたもの（災害その他の理由により当該年度の前年度から継続して運転を停止したもの又は出力を低下させて運転したものを除く。）を除く。）は、運転を停止していた期間（以下「運転停止期間」という。）又は出力を低下させて運転していた期間（以下「出力低下期間」という。）も平常時と同等に運転していたものとみなして、次の算式により算定した数（以下「みなし発電電力量」という。）に千を乗じて得た数にjを乗じて得た数を同表下欄に掲げる数に加えるものとする。ただし、みなし発電電力量は、次の算式のAの数にBの数及び二十四を乗じて得た数に〇・八一を乗じて得た数を上限とする。

A×（B－C）×24－D＋E－F

Aは、前々会計年度における当該原子力発電施設の出力（その出力の変更について電事法第九条第一項又は第二項の規定による届出がされたものであって、当該届出前の出力）をメガワットを単位として表した数